

北上市文化芸術推進基本計画



令和 8 年 4 月

改訂版

はじめに



北上市では、令和３年４月に文化芸術を生かしたまちづくりの方向を示すため「北上市文化芸術基本条例」を策定しました。その後、条例の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和４年６月に「北上市文化芸術推進基本計画」を策定し、「自主性及び創造性の尊重」「文化芸術による社会包摂の実現」「誇りの持てる北上らしさの発信」と「しくみづくり」の４つを基本方針として施策を推進してまいりました。

計画策定当時は、まだまだ新型コロナウイルス感染症の流行が続いており、活動の自粛やイベントの縮小など、文化芸術活動にも大きな影響がありましたが、新型コロナウイルス感染症の５類移行後は、徐々にではありますが、市民の皆様が文化芸術を笑顔で楽しみ、仲間との繋がりを大事にしながら生き生きと活動できる日常の風景がようやく戻ってきたように感じています。

本計画は、計画期間を令和４年度から12年度までの９年間としておりますが、計画策定から４年目を迎えた令和７年度に中間見直しを行い、これまでの実績を踏まえ、基本方針は踏襲しながら成果指標等を見直しました。

今後も、本計画を基に、当市の歴史や風土が育んだ豊かな文化芸術に関する資源を生かし、誰もが自主的・主体的に多様な文化芸術活動を行うことができるように環境を整え、「北上らしさ」に愛着を持ち、地域が活性化するよう取り組むとともに、北上市文化交流センターさくらホールfeat.ツガワの指定管理者である一般財団法人北上市文化創造をはじめとした、市内で活動する文化芸術関係団体の皆様や多様な分野で活動される皆様との連携を図りながら施策を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の中間見直しにあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和８年４月

北上市長 八重樫 浩 文

目 次

第1章 策定にあたって

1 策定の背景と趣旨	1
2 基本計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 文化芸術の領域	3

第2章 北上市の文化芸術をとりまく状況

1 文化芸術に関する資源	4
2 文化芸術に関する市民アンケート調査の結果	10

第3章 基本的な考え方

1 条例の考え方	12
2 基本方針	14
3 文化芸術を推進するための各主体の役割	15
4 体系図	16

第4章 基本施策の進め方

1 基本施策	17
2 基本施策の進め方	19

第5章 計画の推進・評価

1 推進体制	32
2 進行管理	33

参考資料

1 北上市文化芸術基本条例	34
2 北上市文化芸術推進会議規則	39
3 北上市の文化芸術に関するアンケート	41
4 計画の基本方針等に対応する事業一覧	48
5 計画策定に係る経過等	51
6 計画の中間見直しに係る経過等	54
7 北上市文化芸術推進会議委員	56

第1章 策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

北上市（以下、「本市」といいます。）は、古くから交通の要衝として、人、物、情報が行き交う歴史の中で、進取の気風と多様性に対応した風土が生まれ、特有の文化が醸成されて今に至っています。

市内には国指定史跡の樺山遺跡^{かばやま}、八天遺跡^{はってん}や江釣子古墳群^{えづりこ}、古代仏教文化の中心地であった国見山廃寺跡^{くにみさんはいじあと}をはじめとする重要な史跡が数多くあり、奥羽山脈と北上山地の美しい山々が連なる豊かな自然に恵まれ、北上川と和賀川が合流する肥よくな土地に古くから人々が暮らし、文化を育んできたことを今に伝えています。

また、江戸時代には船運の河港や奥州街道の宿場町として栄えた本市は、多様な文化を受け入れながら、鬼剣舞^{おにけんばい}や鹿踊^{ししおどり}など数多くの民俗芸能を郷土の誇りとして大切に守り育ててきました。

このような風土を背景に、本市は昭和39年に岩手県内の先駆けとして「北上市民会館」を開館するなど文化芸術活動の拠点づくりに先進的に取り組み、その文化的土壌から生まれた北上・みちのく芸能まつりや北上市民芸術祭、北上市民劇場などは、長年に渡り市民の文化芸術への思いを体現する場となっています。近年は、学校教育における文化芸術活動の充実が図られており、多くの児童生徒が活躍し、全国のコンクールにおいて最高賞を受賞するなど大きな成果が表れています。

一方で、核家族化や少子高齢化、若い世代の転出などによる社会構造の変化により、地域に根差して受け継がれ、地域の担い手を育ててきた民俗芸能の後継者不足が問題となっているほか、居住する地域や経済的な理由、障がいの有無など様々な事情により、文化芸術活動の機会を得られにくい環境があるなどの問題もあります。

文化芸術は人々の創造性を育み、心豊かな地域社会の形成に資するものであり、文化芸術活動から生まれる価値をまちづくりに生かしていくことが重要です。そのためには、有形無形の文化財や文化施設などの様々な文化的資源を有効活用するとともに、他分野との連携を図りながら、より多くの市民が多様な文化芸術にふれる機会を創出していくことが求められます。

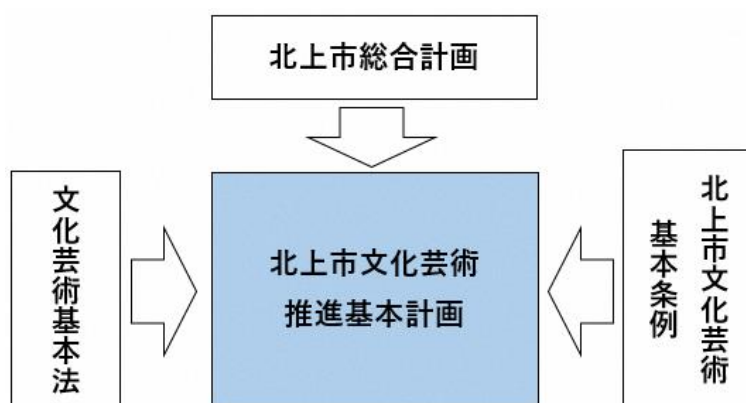
本市では、平成29年の「文化芸術基本法（平成13年法律第148号）（以下、「法」といいます。）」の改正により、文化芸術に関する施策の推進と地方文化芸術推進基本計画の策定が地方公共団体の努力義務とされたことを機に、自治体文化政策に対する関心が高まりました。市民活動団体が自主的に勉強会を重ねる中から、条例制定の必要性について意見が提出されるなど機運が盛り上がり、令和3年4月1日に「北上市文化芸術基本条例（令和3年条例第8号）（以下、「条例」といいます。）」を施

行しました。

この「北上市文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」といいます。）」は、条例第9条に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 基本計画の位置付け

本基本計画は、法第7条の2及び条例第9条に基づいて策定する計画であり、北上市総合計画を上位計画とする分野別計画です。



3 計画期間

基本計画の期間は、北上市総合計画の終期にあわせて令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間とし、令和7(2025)年度に見直しを行いました。

4 文化芸術の領域

基本計画における文化芸術とは、法が対象とする芸術、芸能、生活文化等のことを指します。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民娯楽
出版物	出版物、レコード等
文化財等	有形・無形の文化財並びにその保存技術 ※民俗芸能は無形の文化財に分類されます。

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

基本計画において「持続可能な開発目標（SDGs、エスディージーズ）※」と関連性が高い目標としては、主に以下の8項目が挙げられます。



※持続可能な開発目標(SDGs、エスディージーズ):平成27(2015)年の国連サミットで採択された、令和12(2030)年を期限とする持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール(目標)・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国民・政府・自治体・企業・地域等の主体的な取り組みが求められています。

第2章 北上市の文化芸術をとりまく状況

1 文化芸術に関する資源

(1) 文化芸術活動

本市では、早くから市民が主体となって様々な文化芸術活動が行われており、北上・みちのく芸能まつりや北上市民芸術祭、北上市民劇場などの市民参加型の文化芸術活動を支える多くの資源があります。

- ・古くから歴史のある鬼剣舞をはじめ、鹿踊や神楽など多くの民俗芸能が保存伝承されており、四季折々の地域行事で演じられています。
- ・北上・みちのく芸能まつりは昭和37（1962）年に始まり、令和3年度には第60回を迎えました。民俗芸能の宝庫といわれる北上ならではのまつりとして市民が作り上げ引き継がれています。
- ・民俗芸能の保存継承や民俗芸能を生かしたまちづくり・地域づくりを目的として発足した北上市民俗芸能協会は、民俗芸能団体、市民、企業等が一体となって発表の機会の創出や活動状況の調査研究、後継者育成セミナーなどを行っています。
- ・学校教育における文化芸術活動では、合唱や吹奏楽、美術、写真、民俗芸能等の部活動を多くの児童生徒が活発に行っています。近年では北上市立黒沢尻北小学校合唱部の全日本合唱コンクールでの最高賞受賞、同校吹奏楽部の日本管楽合奏コンテスト全国大会での優秀賞受賞、北上市立上野中学校吹奏楽部の全日本吹奏楽コンクールの中学校の部での金賞や日本管楽合奏コンテスト全国大会での最優秀賞の受賞、岩手県立黒沢尻北高等学校の全国高校総合文化祭写真部門での文部科学大臣賞受賞、専修大学北上高等学校吹奏楽部のマーチングバンド全国大会中編成で銀賞受賞、岩手県立北上翔南高等学校鬼剣舞部の岩手県高校総合文化祭郷土芸能発表会での最優秀賞受賞など、多くの成果を上げています。
- ・地域における子どもたちの活動では、北上ミューズコーラス隊が令和6年度に東京国際合唱コンクールのフォルクローア部門で金賞受賞、同じくNHK全国学校音楽コンクールで金賞受賞など、目覚ましい成績を収めています。
- ・市内16地区の地域づくり組織では、文化祭や、生涯学習の講座などを開催し、地域住民の発表の場や文化芸術に親しむ機会を提供しています。
- ・年間を通して市内16地区の交流センターや地域の自治公民館など様々な場所で、市民が絵画や写真、合唱、華道などの教室や趣味のサークル活動を行っています。
- ・平成3年の市町村合併以前から続く北上市民芸術祭は、北上市芸術文化協会の

主催により行われており、多くの文化芸術団体が参加して舞台芸術の発表や美術作品の展示などを行っています。

- ・北上市芸術文化協会には多数の文化芸術団体が所属し、文化芸術の振興のため普及活動や育成活動を行っています。
- ・市民によって自主的に文化芸術を支援する活動が行われており、特定非営利活動法人芸術工房などの市民活動組織が、行政や文化芸術施設、文化芸術団体等が行う事業への協力や文化芸術施設での来館者サービスなどを通じて、文化芸術活動を支えています。
- ・北上市文化交流センターさくらホールでは、演劇・音楽・古典芸能など様々な分野の質の高い芸術作品の鑑賞の機会を提供しているほか、アウトリーチ※や専門人材による芸術体験事業を行うなど、文化芸術活動の機会の創出に積極的に取り組んでいます。
- ・日本現代詩歌文学館では、雑草園祭などのイベントや展示の企画に合わせた詩歌作品を募集するなど、創作活動の機会を創出しているほか、詩歌に関する講座を開催し、詩や俳句、短歌や川柳に親しむ機会を広く提供しています。



ニ子いものこまつりでの
民俗芸能発表



黒沢尻西地区火防祭

(2) 文化財

市内には仏像や建造物などの有形文化財や民俗芸能などの民俗文化財、史跡を含む記念物など多くの文化財が残されており、この地に暮らしてきた人々の文化や歴史を今に伝えています。

これらの文化財は、本市を形作ってきた文化そのものであり、風土として人を育て、地域を育て、まちを育ててきたかけがえのない財産です。特に、数多くある民俗芸能を地域の財産として大切に受け継ぎ、市民の力で守り育ててきたことは、シビックプライドを醸成し、地域づくりの力となっています。

※アウトリーチ：公共機関や文化施設、文化芸術団体などが行う、地域への出張サービス。例えば公共ホールがプロのアーティストを地域の学校や福祉施設に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動。アーティストが市民の生活の場に出向くことによって、広く文化芸術にふれられる機会を作り、芸術に関心のある層を増やすことにもつながります。

ア 民俗芸能

- ・本市には、古くから歴史のある鬼剣舞をはじめ、鹿踊や神楽、田植踊など多様な民俗芸能が保存伝承されており、地域の年中行事をはじめ、北上・みちのく芸能まつりや祭礼行事などで演じられています。
- ・民俗芸能は、100を超える団体が伝承活動を行っており、地域の中で年長者から若者に受け継がれてきました。
- ・各地域づくり組織では、民俗芸能の伝承活動や発表の機会創出などの事業を行っており、地域特有の民俗芸能を地域ぐるみで守り育てています。
- ・北上市民俗芸能協会は、後継者育成セミナーなど課題解決のための取組を行っています。
- ・鬼剣舞（岩崎鬼剣舞保存会及び滑田^{なめしだ}鬼剣舞保存会）は、国の重要無形民俗文化財に指定されており、令和4年11月30日にユネスコ無形文化遺産登録された「風流踊^{ふりゅうおどり}」のひとつです。



鬼剣舞



鹿踊



神楽

イ 史跡

- ・北上川東岸の段丘上にある樺山遺跡^{かばやまいせき}（稲瀬町）は、縄文時代中期から後期の遺跡で、立石をとまなう石組の配石遺構（ストーンサークル）や竪穴住居跡群が発見されています。奥羽山脈を望む雄大な景色とともに、史跡公園として親しまれています。
- ・八天遺跡^{はってんいせき}（更木）は、北上川東岸の段丘上にある縄文時代中期末から後期の大規模な集落跡で、特異な大型円形建物跡や耳・鼻・口形の土製品が見つかっています。当時の習俗と葬送儀礼を示す重要な遺跡であり、市教育委員会では、「史跡八天遺跡保存活用計画」を策定し、将来にわたって保存活用を図るとともに整備を進めることとしています。
- ・江釣子古墳群（上江釣子、北鬼柳、和賀町長沼）は、和賀川北岸に分布する古墳群で、7世紀後半から8世紀前半ごろに造られた120基以上の円墳があります。勾玉や蕨手刀^{わらびてとう}、馬具など多くの副葬品が出土しています。近くにはえづりこ古墳公園があり、園内の広場「カムイヘチリコホ」を会場に、毎年「えづりこ古墳まつり」が行われ、神楽などの民俗芸能が演じられて

います。

- ・寛永19（1642）年に築かれた南部領伊達領境塚は奥羽山脈の駒ヶ岳山頂から釜石の唐丹湾まで続いており、市内にも数か所の塚が現存しています。立花地区と稲瀬地区の境塚は北上市みちのく民俗村の園内にあり、古民家とともに当時の姿を偲ぶことができます。
- ・国見山廃寺跡（稲瀬町）は、北上川東岸の丘陵にある9世紀頃から12世紀頃の平安時代の山岳寺院跡です。伝承によれば、36の堂塔と700を超える僧房を持つ大寺院であったといわれており、平泉が栄える以前から古代仏教文化の中心地であったと見られています。岩手県建築士会北上支部が国見山廃寺跡の価値を活用したまちづくりを提言するなどの動きがあり、北上市立博物館本館では国見山廃寺跡を中心に当市の歴史的特徴を紹介する展示を行っています。



樺山遺跡
（樺山歴史の広場）



八天遺跡
（大形円形建物跡）



江釣子古墳群
（猫谷地1号墳の石室）



南部領伊達領境塚
まのさわはさみづか
（間沢挟塚）



東上空から見た国見山廃寺跡

ウ 歴史的建造物

- ・国指定重要文化財の旧菅野家住宅は、市内口内町に残されていた伊達藩域内の典型的な農家で、北上市みちのく民俗村に移築復元されており、他の古民家とともに展示されています。
- ・羽黒派の修験者の住宅であった多聞院伊澤家住宅及び久那斗神社里宮は、和賀町岩沢地区にある国指定重要文化財で、一般民家の形態の内部に修験道場を含む江戸時代の住宅例として、貴重な建造物です。地区民が地域の財産として大切に守っており、敷地内の池には平泉の中尊寺から株分けされた中尊寺ハスが大事に育てられています。
- ・市内には岩手県指定文化財の鹿島神社宮殿^{かしまじんじやくうでん}や白山神社本殿^{はくさんじんじやほんでん}などの歴史的建造物があり、所有者によって大切に保存されています。



旧菅野家住宅（口内町）



多聞院伊澤家（和賀町岩沢）



鹿島神社宮殿（鬼柳町）



白山神社本殿（黒岩）

(3) 公立文化施設等※

- ・県内の先駆けとして昭和39（1964）年に設置された「北上市民会館」の老朽化に伴い、平成15（2003）年に「北上市文化交流センターさくらホール」が開館しました。施設の建設と管理運営手法は市民ワーキンググループにより検討され、いつでも人で賑わうまちの文化広場をコンセプトにしています。約1400席（移動席含む）の大ホール、中ホール、小ホールのほか、21室の様々な用途の部屋からなるアートファクトリーは、平均85%を超える高い稼働率となっています。

※文化施設等：文化施設（劇場、音楽堂等）及び社会教育施設（図書館、博物館、公民館等）

一般財団法人北上市文化創造が管理運営を担い、市民が様々な芸術や文化にふれる機会を創出するとともに、専門人材が市民の文化芸術活動を支援しており、文化芸術活動の拠点施設として市民に親しまれています。

- ・日本現代詩歌文学館は、合併以前の旧北上市の市制施行30周年を機に設立された、日本で唯一の詩歌専門の文学館です。文学館の管理運営は一般財団法人日本現代詩歌文学館運営協会が行っており、施設内の講堂は市民の講演会や発表会などに活用されているほか、常設展や特別展、各種講座が開催されており市内外に詩歌に親しむ機会を提供しています。また、レファレンスサービスは詩歌関係者からも高い評価を得ています。
- ・北上市立博物館本館や和賀分館、北上市立利根山光人記念美術館、北上市立鬼の館や北上市みちのく民俗村などの施設があり、北上市の歴史と文化を伝えています。また、民俗芸能の鬼剣舞やまつりにまつわる絵画や関係資料の展示が多いことも特徴です。
- ・北上市立の図書館が3か所あり、幅広い世代のニーズに対応するための資料や地域の歴史・自然・伝統文化に関する出版物などを収集しており、市民に読書の機会や地域の文化等の情報を提供しています。
- ・北上市生涯学習センターでは、多様な文化芸術活動ができる学習室、和室や調理実習室などの部屋のほか、絵画などを展示できるミニギャラリーがあり、市民に学習や活動の場を提供しています。
- ・市内16地区の交流センターでは、地域づくり組織の手で地域住民のための生涯学習講座や文化祭が行われているほか、サークル活動などに利用されており、身近な文化芸術活動の場となっています。
- ・北上市保健・子育て支援複合施設hokkoでは、市民が絵画や書道作品等の展示に活用できるホールのほか、食文化に親しむ活動ができるレンタルキッチンを備えており、子どもから大人まで多世代が集い、文化芸術活動を行うことができます。



北上市文化交流センター
さくらホール



日本現代詩歌文学館



北上市立博物館
(本館展示室)



北上市立利根山光人
記念美術館



北上市立鬼の館



北上市みちのく民俗村

2 文化芸術に関する市民アンケート調査の結果

本市では、令和2年度に市民の文化芸術に対する実態を把握することにより、今後の施策の方向性を検討する基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。市内に居住する満15歳以上の男女1,300人を対象に、郵送又はインターネットによる回答を求め、465人（35.8%）から回答をいただきました。

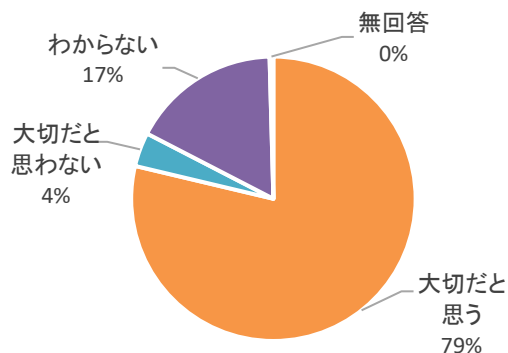
回答者は男性が44%、女性が56%で女性が多く、年代別では10～20代が22%、30代～50代はそれぞれ13～16%、60代は21%で、最も多かったのは70代の25%でした。

調査結果を見ると、「日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、活動を行ったりすることは、大切なことだと思いますか。」との問いに対し、79%の市民が「大切だと思う」と回答しています。【グラフ1】

一方で、実際に文化芸術の鑑賞や活動を行った頻度を分野ごとに尋ねた質問で、文化芸術を全く鑑賞しなかった人は28%、文化芸術活動を全く行わなかった人は68%でした。このことから、約8割の人が日常生活の中で文化芸術にふれることは大切だと考えているものの、自身が鑑賞以外の文化芸術活動を行っている人は3割ほどにとどまっていることがわかります。【グラフ2】

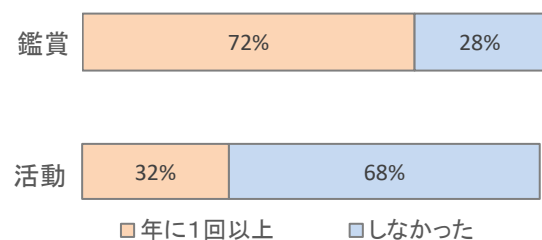
【グラフ1】

Q 日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、活動を行ったりすることは、大切なことだと思いますか。



【グラフ2】

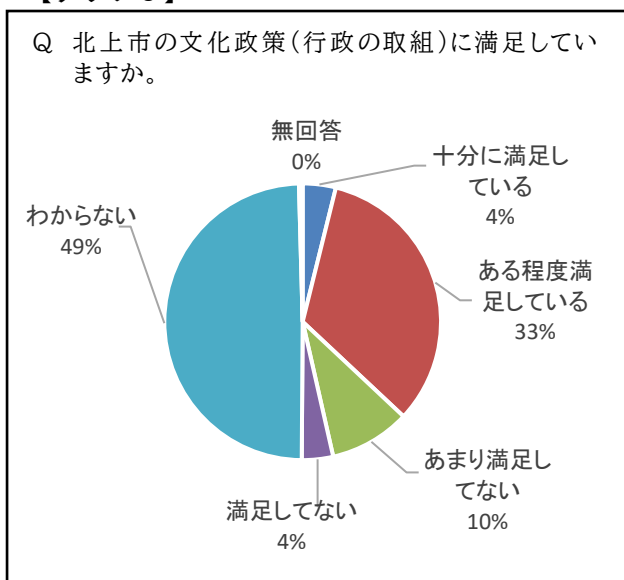
Q 昨年度(2019年度)に文化芸術を鑑賞又は文化芸術活動を行った頻度はどのくらいですか。
(そのうち、どの分野も1回も行っていない人と1回以上は行った人の集計)



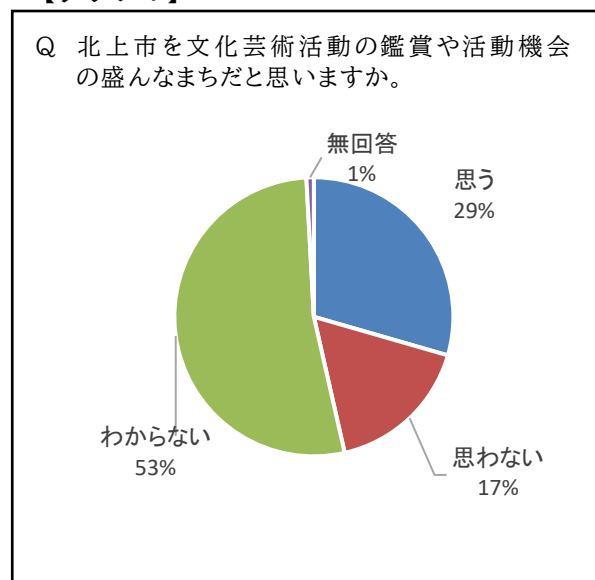
「北上市の文化政策（行政の取組）に満足していますか」という問いでは、「十分に満足している」と「ある程度満足している」が合わせて37%、「あまり満足していない」と「満足していない」が14%でしたが、残りの49%は「わからない」と回答しています。【グラフ3】

また、本市は文化芸術活動が盛んなまちだと思うか尋ねた質問では、「思う」が29%であったのに対し、「思わない」が17%で、「わからない」は半数以上の53%となっています。【グラフ4】 「思う」と回答した人は、さくらホールで様々な催しがあることや、郷土芸能に力を入れていること、発表の場が多いこと、学生の参加が多いことなどを理由として挙げている一方、「思わない」と回答した人の理由では、鑑賞や体験の機会が少ないこと、情報発信がない、どのような文化芸術活動を行っているかわからないなどが挙げられており、「わからない」と回答した人も含め、文化政策の取組や文化芸術活動の認知度が低いことが一因と思われます。

【グラフ3】



【グラフ4】



第3章 基本的な考え方

1 条例の考え方

「北上市文化芸術基本条例」は、法の理念に基づき市が今後目指す文化芸術を生かしたまちづくりの方向性を示す理念条例です。

文化芸術は、人々の創造性を育み、感性を豊かにし、安らぎや潤いをもたらすものであり、文化芸術活動が人の営みの中に溶け込み、息づくことでまちに活力を与えるものと考えます。また、活発な文化芸術活動が行われることは、人が互いに共感し合う心を育て、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に資するものであり、その意義を十分に生かした施策を行っていくことが重要であると考えます。

条例の制定にあたっては、法の理念に基づき、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性や文化芸術の固有の意義と価値を尊重すること、多様な交流により発展させてきた豊かな文化を将来にわたり継承、発展させながら新たな文化芸術の創造を促進し、まちづくりに生かしていくことを基本としています。

また、条例では、市民の文化的人権を保障し誰もが平等に多様な文化芸術を行うことのできる環境整備を進める「市民文化政策」と、戦略的思考によりまちの発展につながるような都市アイデンティティの形成や芸術産業の発展に資する「都市文化政策」という考え方をもとに、基本理念と基本的施策を掲げました。

○北上市文化芸術基本条例（令和３年条例第８号） 抄

（基本理念）

第３条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- （１） 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が促進されるとともに、地域文化と芸術産業の発展が図られるよう配慮すること。
- （２） 年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく多様な文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- （３） 豊かな風土及び歴史に培われてきた本市の伝統的な文化を次代へ継承し、文化芸術を生かした魅力ある都市アイデンティティの形成に努めること。

（基本的施策）

第８条 市民等及び市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- （１） 市民等による多様な文化芸術活動が促進され、文化芸術活動を行う者のなりわいとなるような「元気なまち」にするための施策
- （２） 青少年、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動に配慮した「優しいまち」にするための施策
- （３） 文化財、特に民俗芸能の保存、継承及び活用並びに新たな文化芸術の創造が市民等の誇りとなるような「魅力的なまち」にするための施策
- （４） 前３号に掲げるもののほか、文化芸術に関する必要な施策

2 基本方針

基本計画では、条例第3条の基本理念に基づき、第8条に定める基本的施策を推進するため、次の4つを基本方針とします。

基本方針1 自主性及び創造性の尊重 ～元気なまち～

文化芸術を創造し享受することは、人の生まれながらの権利であり、自ら創造したり鑑賞したりすることを通じて、豊かな人間性、創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など多様な恩恵をもたらす人のつながりや相互理解を深め、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成につながります。

市民が、身近な場所で多様な文化芸術活動を行うことのできる場を提供し、地域の人々とのつながりや生きがい生まれる環境を整備します。

また、地域文化や芸術産業の発展、文化芸術活動を行う人のなりわいになるように、多様な文化芸術活動を促進します。

基本方針2 文化芸術による社会包摂※の実現 ～優しいまち～

年齢、障がいの有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的思考及び性自認等にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮でき、あらゆる人にとって暮らしやすく、多様性が尊重される社会形成を推進するため、多様な文化芸術活動を生かした、ボーダーレス※な交流機会を提供することにより、すべての市民に社会参加の機会を開いていきます。

また、障がい者等が行う自由な表現活動が活発に行われる環境を整備するとともに、活動を支える人材の育成と充実を図ります。

基本方針3 誇りの持てる北上らしさの発信 ～魅力的なまち～

長い間守り継承されてきた民俗芸能を含む文化財等や、豊かな風土から培われた生活文化等かけがえのない財産を将来に渡って継承していくための施策を推進します。

また、市民がその魅力の理解を深め、誇りや愛着を持てるよう「北上らしさ」の醸成を図り発信します。さらに、伝統的な文化を礎とした新たな文化芸術の創造によって、地域の交流とコミュニティの活性化を図ります。

※社会包摂（ソーシャルインクルージョン）：社会的に弱い立場にある人々をも含め、誰もが社会に参画する機会を持ち、排除されないこと。孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合うという理念。

※ボーダーレス：年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域などによる境目がないこと。

基本方針 4 しくみづくり

文化芸術活動を活発に行うためには、人づくり、連携づくり、場づくりが重要です。誰もが主体的に文化芸術活動に参画する持続可能なまちづくりを目指し、専門人材の確保と育成、多様な分野と連携、情報発信を行い、場の創出を図ります。

3 文化芸術を推進するための各主体の役割

(1) 市民

文化芸術活動を行う主体は市民であり、文化芸術活動の重要な担い手です。市民は、心豊かな市民生活や魅力ある地域社会の実現、文化芸術を生かしたまちづくりのために、多様な文化芸術の価値を尊重し、様々な文化芸術活動に協力する役割を持っています。

(2) 文化芸術活動を行う者

文化芸術活動を行う者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図る役割を持っています。

また、文化芸術活動の充実を図るため、多様な分野の関係団体等と連携するとともに、文化芸術の発展のため、人材を育成する役割を持っています。

(3) 教育に携わる者

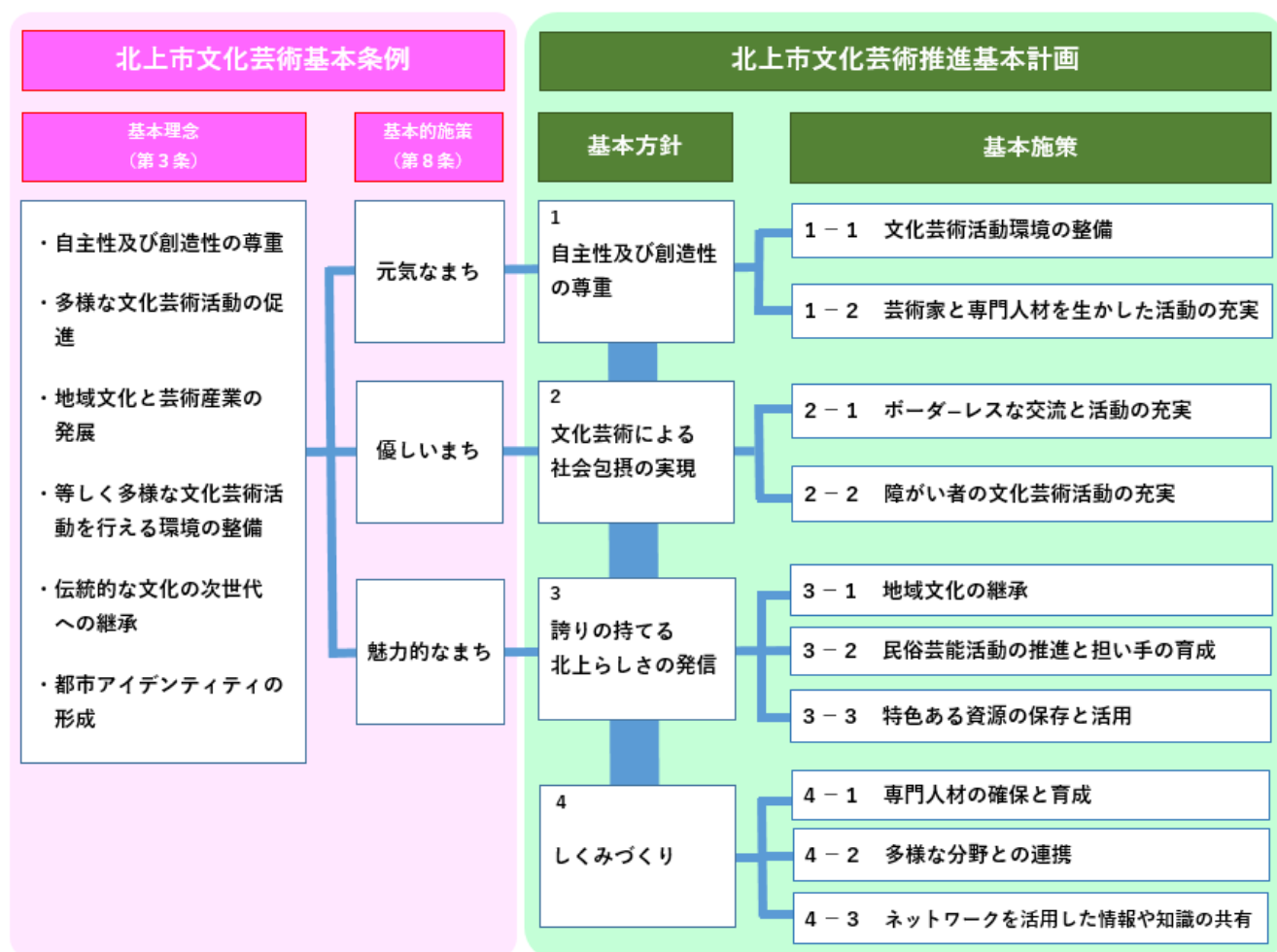
教育に携わる者は、文化芸術にふれる機会の充実を図り、子ども達の感性を育み、表現力を高め創造力を豊かなものにする役割を持っています。

(4) 市

市は、誰もが文化芸術にふれる機会を得られるよう、市内外の関係者及び観光や国際交流、福祉、教育、産業など、他分野との横断的かつ有機的な連携を図り、文化芸術に関する施策を総合的、効果的に推進します。

また、基本計画の進捗状況を確認しながら、社会情勢等の変化などに応じて計画を見直します。

4 体系図



第4章 基本施策の進め方

1 基本施策

基本計画では、計画期間に取り組むべき施策として、4つの基本方針を柱として次の基本施策に取り組みます。

基本方針1 自主性及び創造性の尊重 ～元気なまち～

※重点項目は★印

基本施策	具体的施策
1-1 文化芸術活動環境の整備	●自主的・創造的な文化芸術活動拠点の提供 ★芸術にふれる機会の提供 ●生涯学習との連携
1-2 芸術家と専門人材を生かした活動の充実	●芸術家と専門人材の活動環境づくり

基本方針2 文化芸術による社会包摂の実現 ～優しいまち～

基本施策	具体的施策
2-1 ボーダーレスな交流と活動の充実	●ボーダーレスな交流と誰もが参加しやすい環境づくり ●子どもや子育て世代の参加促進 ★サポート体制の充実
2-2 障がい者の文化芸術活動の充実	★障がい者への活動支援 ●支える人材の充実

基本方針3 誇りの持てる北上らしさの発信 ～魅力的なまち～

基本施策	具体的施策
3-1 地域文化の継承	●地域文化の継承
3-2 民俗芸能活動の推進と担い手の育成	★民俗芸能活動の推進 ●誇りの醸成
3-3 特色ある資源の保存と活用	●特色ある資源への理解促進 ●特色ある資源の保存活用

基本方針4 しくみづくり

基本施策	具体的施策
4 - 1 専門人材の確保と育成	●専門人材の確保と育成
4 - 2 多様な分野との連携	★ネットワーク構築 ●施設間連携
4 - 3 ネットワークを活用した情報や知識の共有	●I C Tの活用 ●アーツカウンシルの創設

2 基本施策の進め方

基本施策の推進にあたっては、市民と市が連携・協働・参画して進めます。

〔主な取組〕には、現在、本市で実施している主な事業を記載してあります。なお、市から各団体への委託事業・補助事業も含みます。

基本方針 1 自主性及び創造性の尊重 ～元気なまち～

◇基本施策 1-1 文化芸術活動環境の整備

市民が自主的、継続的に文化芸術活動を行えるよう、日常的に文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図ります。

また、市民が感性を磨き創造性を育むことができるよう、多方面で活躍する芸術家※の作品や表現活動にふれる機会の創出に取り組みます。

【現状と課題】

- ・市内16地区の交流センターや地区の自治公民館などでは、出前講座や文化芸術に関する各種活動が行われています。
- ・利根山光人記念美術館などの公立文化施設等では、本市にゆかりのある芸術家の作品展示を行うなど、地域にかかわりの深い芸術作品にふれられる機会を作っています。
- ・アンケート結果では、文化芸術活動や鑑賞の機会が得られていないと感じている人がいます。
- ・身近な場所で文化芸術活動ができるような取り組みが求められています。

【具体的施策】

●自主的・創造的な文化芸術活動拠点の提供

多様な文化芸術活動の拠点として、公立文化施設等の果たす役割は重要であることから、北上市文化交流センターさくらホールのアートファクトリーなど、市民が自主的に創造的な活動ができる環境を整備します。

また、日常的に継続的な文化芸術活動を行うためには、身近な活動場所が必要であることから、市内16地区の交流センターや地区の自治公民館など身近な文化芸術活動の環境整備を図ります。

〔主な取組〕

- ◆公立文化施設等の貸館
- ◆公立文化施設等の保全、設備更新
- ◆交流センターや自治公民館の整備事業

※芸術家：芸術作品を創造・表現し、それを通じて文化芸術の発展に貢献し、かつ、芸術家として認知されている者。

★芸術にふれる機会の提供

多くの人が様々な分野で活躍する芸術家やその作品・表現にふれることができるよう、芸術家や文化芸術団体によるアウトリーチを推進するなど、機会の創出に努めます。

[主な取組]

- ◆芸術家の演奏会や美術展の開催
- ◆アウトリーチ事業
- ◆舞台芸術の体験事業
- ◆文化芸術に関する講座の開催

●生涯学習との連携

文化芸術と生涯学習との連携を図り、地域の歴史・文化財等に関する講座や学校教育での地域文化の学習など、文化芸術に関する学習機会を創出します。

[主な取組]

- ◆文化財等に関する講座の開催
- ◆保育園、幼稚園や小中学校における地域の民俗芸能の学習
- ◆出前講座の開催
- ◆博物館等における教育普及活動

◇基本施策 1-2 芸術家と専門人材を生かした活動の充実

多様な文化芸術や芸術産業の発展を図るためには、芸術家はもちろんのこと文化芸術に関する技術者・技能者、アートマネジメント人材※、学芸員や司書などの専門性の高い人材（以下、「専門人材」といいます。）が必要です。専門人材が市内で活躍できる機会を設けるなど、文化芸術活動の活性化を図り、芸術家や専門人材のなりわいとなるような取り組みを進めます。

【現状と課題】

- ・様々なジャンルの鑑賞事業やアウトリーチ事業を行い、芸術家の活躍の場を創出しています。
- ・市民の文化芸術活動の支援や、公立文化施設の事業の企画・管理運営などを適切に行うため、専門人材が必要です。
- ・芸術家や専門人材が、作品や活動に対して正当な対価や評価を得られるようにする必要があります。

※アートマネジメント人材：アートに関わるマネジメント業務全般（展覧会等イベントやプロジェクトの企画運営、営業、広報、進行管理、資金調達、普及活動、人材育成など）を行う幅広い知識を持った人材。

【具体的施策】

●芸術家と専門人材の活動環境づくり

市民が多様な芸術にふれるためには芸術家や専門人材が必要です。演奏会や美術展の開催や空き家などを活用した創作・発表の場づくり、専門人材の雇用など活躍できる環境づくりを進めます。

〔主な取組〕

- ◆芸術家の演奏会や美術展の開催
- ◆アウトリーチ事業
- ◆専門人材の雇用・任用

【成果指標】基本方針１ 自主性及び創造性の尊重 ～元気なまち～

指標	現状値		目標値 (R 12)	出典
	(R 2)	(R 6)		
さくらホールの利用者数	255,083人 (R 1)	234,987人	289,000人	北上市総合計画
市民芸術祭の参加者数（出演者、出品者、入場者）	31,950人 (R 1)	28,620人	35,000人	北上市総合計画
文化芸術活動※に参加している人の割合 ※ここでの文化芸術活動とは、音楽、演劇、舞踊、絵画等の創作活動のほか、美術館やコンサート等でこれらを鑑賞することを言い、家庭での音楽鑑賞等は除く。	—	25.2%	50%	市民意識調査
文化芸術関連出前講座・アウトリーチ活動件数	—	26件	50件	実績

※コロナの影響で現状値としてふさわしくないものはR 1 実績値としています。

基本方針 2 文化芸術による社会包摂の実現 ～優しいまち～

◇基本施策 2-1 ボーダーレスな交流と活動の充実

年齢、障がいの有無、経済的な状況、国籍などにかかわらず、あらゆる立場にいる人がそれぞれの個性や能力を発揮でき、等しく文化芸術活動を行い、交流できるよう取り組みを進めます。

また、文化芸術に関する教育は豊かな人間性・創造性の涵養に重要であることから、子ども達が文化芸術にふれる機会を創出します。

【現状と課題】

- ・一般財団法人北上市文化創造では、芸術家によるアウトリーチ事業や小学生を対象とした芸術鑑賞事業、乳幼児がいる人や障がいがある人が参加しやすい公演などを行っています。
- ・親子連れが訪れやすいよう、授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」の整備や、託児つきの事業を行っています。
- ・様々な事情で文化芸術活動が行えない場合があるため、すべての人が文化芸術活動に関わることができる機会の提供が必要です。

【具体的施策】

●ボーダーレスな交流と誰もが参加しやすい環境づくり

すべての人が等しく文化芸術活動に関わることができるよう、障がい者や高齢者が作った作品の展示会や多文化との交流事業などを行います。

また、誰もが気軽に文化芸術にふれられる機会を創出するため、芸術家によるアウトリーチやワークショップなどの体験事業の充実に努めます。あわせて、事業の周知にはターゲットに沿ったやさしい日本語表現やイラストなどを活用し、誰もが参加しやすい環境の整備を促進します。

〔主な取組〕

- ◆多文化共生の交流事業の開催
- ◆外国人を対象とした日本文化を学ぶ機会の創出
- ◆障がい者福祉展の開催
- ◆出前講座の開催
- ◆アウトリーチ事業

●子どもや子育て世代の参加促進

子どもたちの感性や創造性を育むため、子ども向けの鑑賞・体験事業の開催や親子で鑑賞できる公演の開催など、子どもたちや子育て世代が、文化芸術活動へ参加しやすい機会の提供を図ります。

〔主な取組〕

- ◆北上地区高等学校合同作品展開催事業
- ◆地域学校協働活動における文化芸術体験事業
- ◆子ども向け鑑賞事業
- ◆子ども向けコンクール事業

★サポート体制の充実

誰もが文化芸術活動による社会参画の機会を得られるよう、鑑賞サポーターの育成や託児の実施、設備整備など、バリアフリーへの配慮や鑑賞サポート環境を整えます。

[主な取組]

- ◆手話や多言語対応による鑑賞サポート
- ◆多目的トイレの設置
- ◆事業時に授乳室の確保や託児の実施
- ◆障がい者のサークル活動やボランティア団体の紹介

◇基本施策2-2 障がい者の文化芸術活動の充実

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」では、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進することや、芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化、地域での文化芸術活動や交流の促進、障がい者による文化芸術活動を特に対象とする措置や、特別の配慮が必要であるとされています。今後は、障がい者の文化芸術活動を充実させる取り組みを進めるとともに、障がい者の自由な表現活動を支える人材育成に努めます。

【現状と課題】

- ・講演会などでは、手話通訳や外国語の通訳などのボランティア活動が行われています。
- ・障がい者等サポートが必要な人が文化芸術に関わることが少ないことから、活動環境を整える必要があります。
- ・イベントや文化芸術活動を通じて障がい者と交流し、相互に理解を深めることが求められます。

【具体的施策】

★障がい者への活動支援

障がい者の個性が発揮できるよう、創作活動の支援や発表の場の確保など、多様な文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図ります。

[主な取組]

- ◆障がい者福祉展の開催
- ◆地域活動支援センター事業

●支える人材の充実

障がい者が行う自由な表現活動を支える人材の育成と充実を図ります。

[主な取組]

- ◆障がい者のためのボランティア団体の紹介

【成果指標】基本方針2 文化芸術による社会包摂の実現 ～優しいまち～

指標	現状値		目標値 (R12)	出典
	(R2)	(R6)		
高齢者でいきがいが有ると答えた人の割合	48% (R1)	51.6% (R4)	55%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
障がい者福祉展の出展団体数	24団体 (R1)	26団体	27団体	実績
年齢、性別、障がいの有無などに関わらず文化芸術活動を行いやすいまちだと思う人の割合	—	40.6%	50%	市民意識調査

※障がい者福祉展はR2実施していないためR1実績値としています。

参考	現状値		目標値 (R12)	出典
	(R2)	(R6)		
(一財)北上市文化創造が行う障がいのある方を対象としたアウトリーチ活動件数	—	9件	—	実績

基本方針 3 誇りの持てる北上らしさの発信 ～魅力的なまち～

◇基本施策 3-1 地域文化の継承

本市には、豊かな風土や歴史によって地域ごとに育まれた伝統行事や食文化などの生活文化が数多くあり、地域コミュニティの形成に重要な役割を果たしています。

地域に暮らす人が、地域に魅力と誇りを持ち、地域に関わることで地域の活性化につながるよう取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 正月行事や火防祭などの伝統行事が各地域で行われています。
- ・ 芋の子汁やひつつみ、きりせんしょなど家庭で受け継がれている食文化があります。
- ・ 少子高齢化や人口減少に伴い、地域コミュニティの担い手不足が問題となっています。
- ・ ライフスタイルが多様化し、地域によっては伝統行事や食文化の継承が難しくなっています。

【具体的施策】

●地域文化の継承

本市の豊かな風土や歴史によって培われてきた生活文化の価値を認識し、今ある地域の営みを継続できるよう支援します。

〔主な取組〕

- ◆ 伝統文化継承事業
- ◆ 学校給食における郷土料理の提供（芋の子汁、ひつつみなど）
- ◆ みちのく民俗村で行われる年中行事
- ◆ 芸術文化功労顕彰事業

◇基本施策 3-2 民俗芸能活動の推進と担い手の育成

本市にとって、民俗芸能はまちづくりに欠かすことのできない重要な資源であり地域の財産です。

多様な民俗芸能が将来に渡り継承され、地域の活性化につながるよう、地域や芸能団体の活動を支援します。

【現状と課題】

- ・ 各地域の民俗芸能は、火防祭などの年中行事のほか、北上・みちのく芸能まつりや北上展勝地さくらまつり等のイベントなどで演じられています。

- ・民俗芸能の後継者不足が年々深刻さを増し、活動休止や活動の継続が懸念される団体が増えています。

【具体的施策】

★民俗芸能活動の推進

民俗芸能の保存継承活動、北上・みちのく芸能まつりをはじめとした様々な発表機会を創出しながら、後継者育成に向けた取り組みを支援します。

[主な取組]

- ◆発表機会の創出
- ◆子どもの発表機会の創出
- ◆幼稚園や保育園、小・中学校での民俗芸能活動
- ◆民俗芸能の保存や後継者育成に関するセミナー
- ◆民俗芸能の保存・活用に向けた支援
- ◆民俗芸能用具の整備費助成
- ◆若者向けの交流会等の開催
- ◆鬼の館での定期公演の開催

●誇りの醸成

本市の特徴の一つである民俗芸能の魅力を広く国内外へ発信し、市民の理解をさらに深め、愛着と誇りの醸成を図ります。

[主な取組]

- ◆北上・みちのく芸能まつりや北上展勝地さくらまつりなどのイベントと連携した取組
- ◆民俗芸能団体の調査研究と情報発信
- ◆子どもが体験できる機会の創出
- ◆鬼の館での展示を通じた魅力発信

◇基本施策3-3 特色ある資源の保存と活用

本市には、令和8（2026）年3月末現在で169件（国指定15件、岩手県指定34件、北上市指定120件）の重要な文化財のほか、景観資産、芸術作品などがあり、これらは地域の特色ある資源として貴重なものです。

特色ある資源の保存に努めるとともに、展示や情報発信など効果的に活用する取り組みを進めます。

【現状と課題】

- ・文化財の説明板の整備や埋蔵文化財展、景観資産の登録、芸術作品の展示など

普及・活用のための活動を行っています。

- ・ 特色ある資源について、歴史的教育や生涯学習、郷土への理解を深めるために保存・活用方法を検討していく必要があります。

【具体的施策】

● 特色ある資源への理解促進

本市の特色ある資源を適切に保存、整備及び情報発信を行うことにより、市民の理解や関心を高め、郷土への愛着と理解の促進を図ります。

[主な取組]

- ◆ 文化財等についての周知
- ◆ 歴史・文化財等に関する講座
- ◆ きたかみ景観資産の登録
- ◆ 北上市史の編さん

● 特色ある資源の保存活用

多様な関係団体と連携し、本市の優れた文化財等の魅力について、学習機会の創出及び様々な媒体を活用した情報発信の促進を図ります。また、大切な特色ある資源を次世代へ引き継ぐために適切に保存を行います。

[主な取組]

- ◆ 特色ある資源の保存活用の促進
- ◆ 歴史・文化財等に関する講座
- ◆ デジタルアーカイブの構築

【成果指標】基本方針３ 誇りの持てる北上らしさの発信 ～魅力的なまち～

指標	現状値		目標値 (R12)	出典
	(R2)	(R6)		
市主催民俗芸能公演への出演 団体数	164団体 (R1)	175団体	177団体	教育振興 基本計画
市内の指定文化財件数	166件	169件	171件	教育振興 基本計画
文化財関連施設※の入場者数 ※博物館、鬼の館、民俗村、樺山歴史の広場	53,256人	82,282人	94,000人	実績
北上市の重要文化財や景観資産、芸術作品などの地域資源に誇りや愛着をもっている人の割合	—	44.3%	50%	市民意識 調査
これからも北上市に住み続けたいと思う人の割合	88.6%	82.6%	90%	北上市総合 計画

※コロナの影響で現状値としてふさわしくないものはR1実績値としています。

基本方針 4 しくみづくり

◇基本施策 4-1 専門人材の確保と育成

市民が行う文化芸術活動の支援や、質の高い文化芸術にふれる機会の創出、他分野との連携を図るため、知識や技術を有する専門人材を確保するとともに、担い手の育成に取り組めます。

【現状と課題】

- ・ 公立文化施設等では舞台技術者や学芸員等の専門人材を確保し、各種研修会に参加するなど技術の向上に努めています。
- ・ 文化芸術活動の活性化や地域にあった事業の企画などを行うためには、様々なジャンルの文化芸術活動を効果的に推進できる企画力や実行力を持ったプロデューサーやコーディネーターが必要です。

【具体的施策】

●専門人材の確保と育成

市民の文化芸術活動をけん引し、さらに活動しやすい環境を整備するため、専門人材の雇用や、アートマネジメント研修などの各種研修会により、人材育成を図ります。

〔主な取組〕

- ◆専門人材の雇用・任用
- ◆専門的な知識や技術を習得するための研修機会の創出
- ◆岩手県や関係団体が主催する指導者講習会等の周知及び参加促進

◇基本施策 4-2 多様な分野との連携

文化芸術が教育・福祉・観光・産業等の多様な分野と有機的に連携することで、まちの付加価値を高め、まちのブランド力の向上に資するほか、様々な課題の解決につながることを期待できます。

文化芸術を活用したまちづくりを進めるため、文化芸術と様々な分野との連携に向け、ネットワークの構築を目指します。

【現状と課題】

- ・ 北上・みちのく芸能まつり（観光、民俗芸能、青少年健全育成）や、北上展勝地さくらまつり（観光、民俗芸能、博物館、美術館）など観光分野と連携して行われている事業があります。

- ・文化芸術以外の分野が文化芸術を活用している事例は複数ありますが、連携を意図して行われているものは少ないのが現状です。文化芸術の本来の価値を生かした連携が必要です。

【具体的施策】

★ネットワーク構築

教育・福祉・観光・産業等の多様な関係団体と連携し、それぞれの課題や事業の情報などを共有しながら、文化芸術を生かした課題解決と新しい価値の創造のために、分野を越えた連絡会議を実施するなど、新たなネットワーク構築に努めます。

〔主な取組〕

- ◆北上・みちのく芸能まつりや北上展勝地さくらまつりなどのイベントと連携した取組
- ◆他分野と連携したセミナー等の実施

●施設間連携

本市特有の施設や優れた施設等の文化的価値を高めるため、施設間で有機的に事業展開できる連携体制の構築を図ります。

〔主な取組〕

- ◆公立文化施設で連携した事業の実施
- ◆部局・施設間連絡会議等の開催

◇基本施策4-3 ネットワークを活用した情報や知識の共有

文化施設等における企画展や公演などイベントの開催情報、市内で活動する文化芸術団体等の情報は、市民が活発に文化芸術活動を行う上で重要な情報です。

インターネットやSNSなど多様な情報通信手段の発達により、情報の入手手段や発信手段が提供されていることから、より効果的に情報を届ける取り組みを進めます。また、地域にとってより効果的な文化芸術活動を提供するため、課題やノウハウを共有し、コーディネート機能を発揮して、地域における文化芸術活動の環境の最適化を図るアーツカウンシル※の創設に向けて調査研究を行います。

※アーツカウンシル：高い専門性を持つスタッフが文化芸術の推進を目的に、専門的知見の提供、助成と評価、相談やコンサルティング、研修、調査研究、公立文化施設の指定管理者制度の運用など文化政策の執行を担う専門機関。

【現状と課題】

- ・ 公立文化施設等における企画展や公演などのイベントについて市の広報やホームページ等で情報発信していますが、アンケート結果では「情報の発信がない」「どのような文化芸術活動を行っているか分からない」と感じている人がいます。

【具体的施策】

● I C T の活用

市民や文化芸術団体が文化芸術に関する情報を共有し、一元化を図ることを目的とした、インターネット等を活用するプラットフォームの設置を推進します。

〔主な取組〕

◆ S N S やホームページなどを活用した情報発信

● アーツカウンシルの創設

地域の文化芸術を熟知し、マネジメントやコーディネート力を備え、施策の推進に関する専門知識を持った人材による横断的な活動により、社会的課題を解決に導くアーツカウンシルの創設に向けて調査研究を行います。

【成果指標】 基本方針 4 しきみづくり

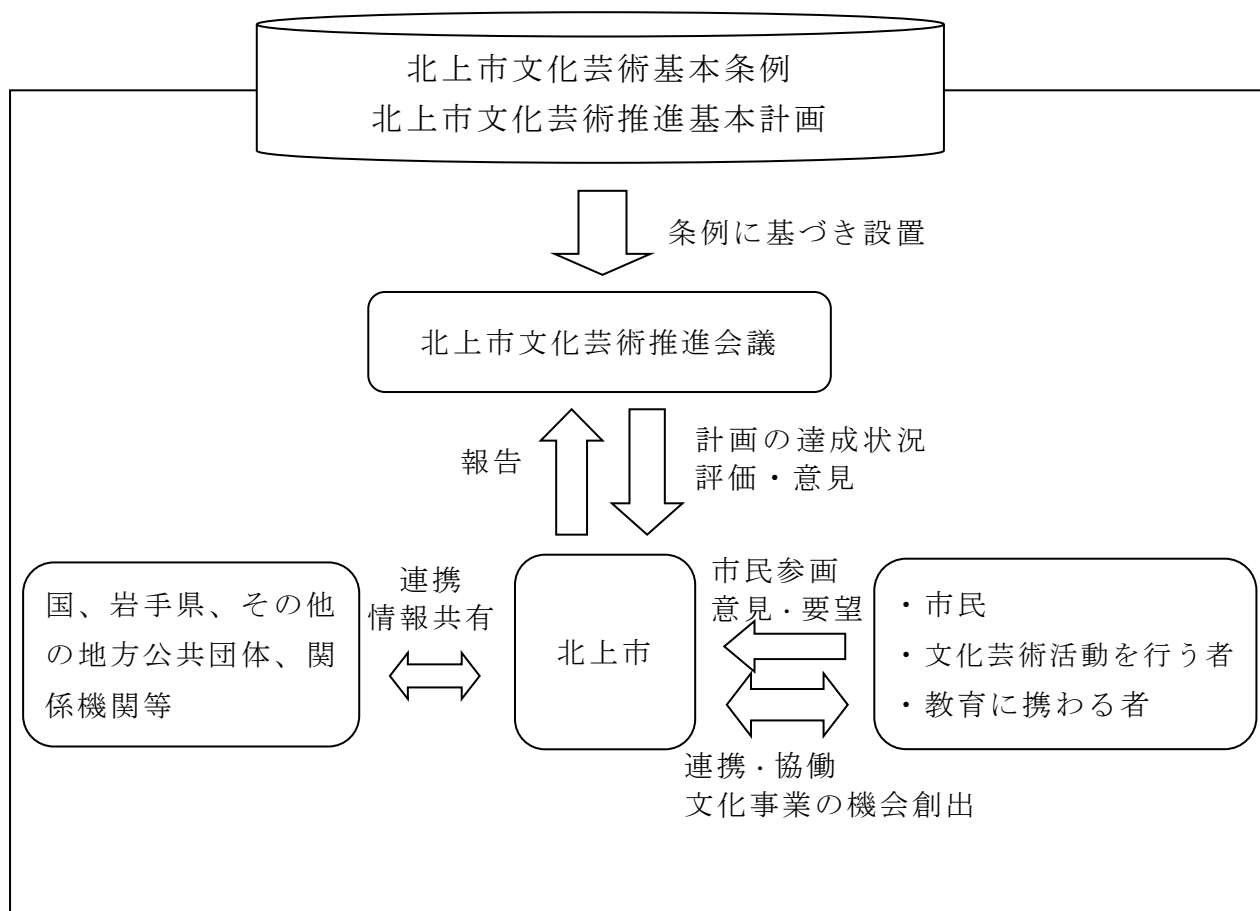
指標	現状値		目標値 (R12)	出典
	(R2)	(R6)		
多様な関係団体との協議会の設置	未設置	未設置	設置済	実績

第5章 計画の推進・評価

1 推進体制

基本計画の目的に沿った施策を推進するために、次の推進体制を構築し、成果指標や目標値の達成度の検証、また個々の文化芸術に関する施策の改善や見直しを継続して行います。

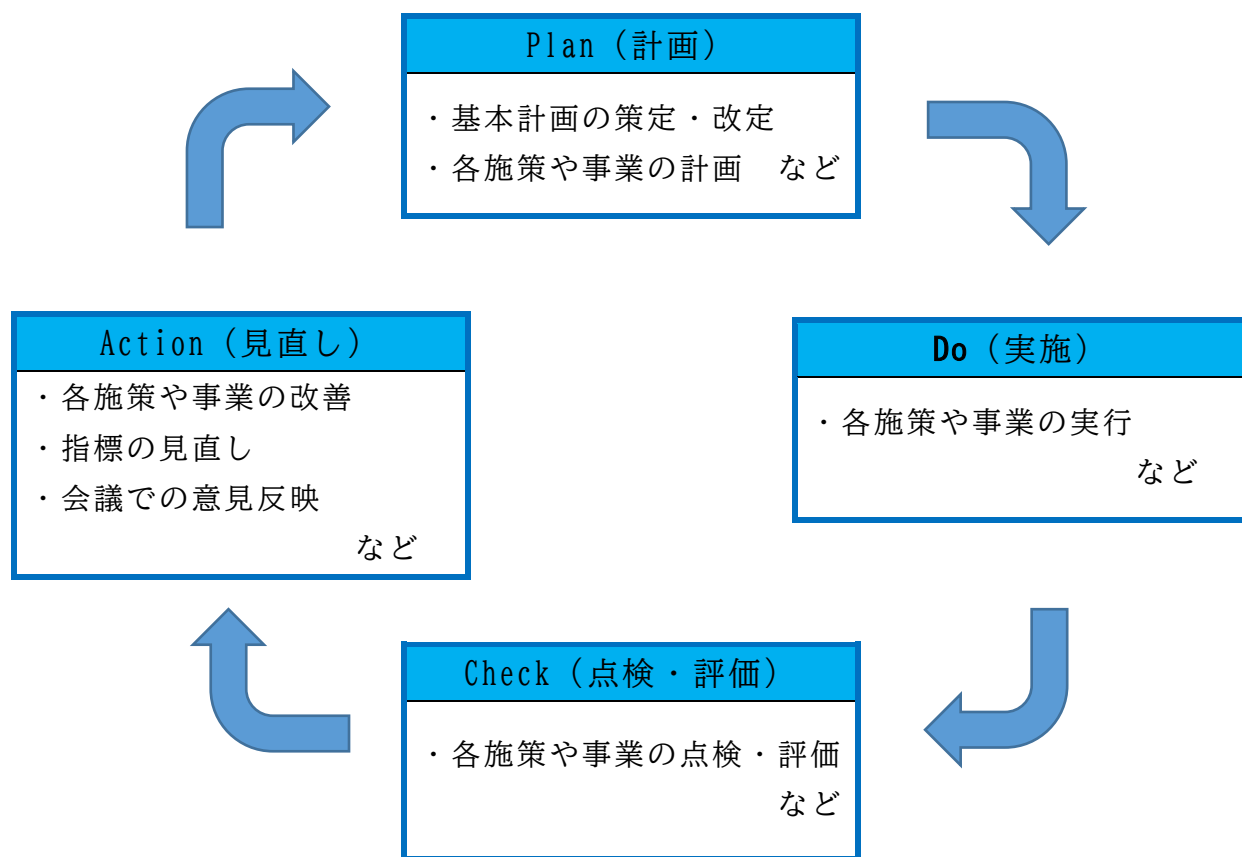
<推進イメージ>



2 進行管理

基本計画の施策を計画的かつ総合的に実施するため、P D C Aサイクルによる計画の推進を図ります。

また、北上市文化芸術推進会議を設置し、評価指標の達成度と効果及びその他文化芸術の施策の推進に係る事項等について、検証及び評価を行うとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについて審議します。



参考資料

参考資料1 北上市文化芸術基本条例

北上市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の創造性を育み、感性を豊かにし、安らぎや潤いをもたらすものであり、活発な文化芸術活動は、まちに新たな息吹を与え、互いに共感し合う心を通じて多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものです。また、文化芸術基本法においては、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を認識するとともに、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとし、まちづくりに生かすことが示されています。

北上市は、古くから交通の要衝として人、物、情報が行き交う歴史の中で、進取の気風と多様性に対応した風土が生まれ、特有の文化として創造され今に至っています。このような背景の下、多様な交流により独自の文化を発展させてきた歴史と共に築かれた豊かな文化を将来にわたり継承し、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を促進していく必要があります。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにし、その方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、北上市における文化芸術の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民、文化芸術活動を行う者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の役割及び責務を明らかにし、文化芸術を生かしたまちづくりを推進することにより、心豊かな市民生活及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第13条までに規定する芸術、芸能、生活文化等をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、享受し、若しくは継承し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を置く事業者及び市内でまちづくり活動をする団体をいう。
- (4) 文化芸術活動を行う者 文化芸術活動を行うものをいう。
- (5) 教育に携わる者 市内で教育又は保育に携わるものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が促進されるとともに、地域文化と芸術産業の発展が図られるよう配慮すること。
- (2) 年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく多様な文化芸術活動を行うことができるような環境の整備を図ること。
- (3) 豊かな風土及び歴史に培われてきた本市の伝統的な文化を次代へ継承し、文化芸術を生かした魅力ある都市アイデンティティの形成に努めること。

(市の役割及び責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、国、岩手県及びその他の地方公共団体及び関係機関等と連携を図り、文化芸術に関する施策を推進しなければならない。

3 市は、市民等と相互に連携し協働することにより、文化芸術を生かしたまちづくりを進めなければならない。

(市民の役割及び責務)

第5条 市民は、多様な文化芸術が生み出す価値を尊重し、文化芸術活動に協力するよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割及び責務)

第6条 文化芸術活動を行う者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割及び責務)

第7条 教育に携わる者は、文化芸術に関する教育を通じて、乳幼児、児童、生徒等の感性を育み、文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、表現力を高め創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市民等及び市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 市民等による多様な文化芸術活動が促進され、文化芸術活動を行う者のなりわいとなるような「元気なまち」にするための施策
- (2) 青少年、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動に配慮した「優しいまち」にするための施策
- (3) 文化財、特に民俗芸能の保存、継承及び活用並びに新たな文化芸術の創造が市民等の誇りとなるような「魅力的なまち」にするための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する必要な施策

(文化芸術推進基本計画)

第9条 市は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市は基本計画を定めるに当たっては、広く市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(推進会議)

第10条 文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価を行うため、北上市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の設置について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料2 北上市文化芸術推進会議規則

北上市文化芸術推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市文化芸術基本条例（令和3年北上市条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、北上市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価に関すること。
- (2) 北上市文化芸術推進基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他文化芸術に関する施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 公募による市民

2 男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の3未満とならないよう努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、まちづくり部生涯学習文化課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料3 北上市の文化芸術に関するアンケート（令和2年11月実施）

北上市の文化芸術に関するアンケート

1. 調査の目的

北上市文化芸術基本条例及び北上市文化芸術推進基本計画の策定に伴い、市民の文化芸術に関する状況を把握し、今後の施策の方向性を検討する基礎資料とすることを目的として実施しました。

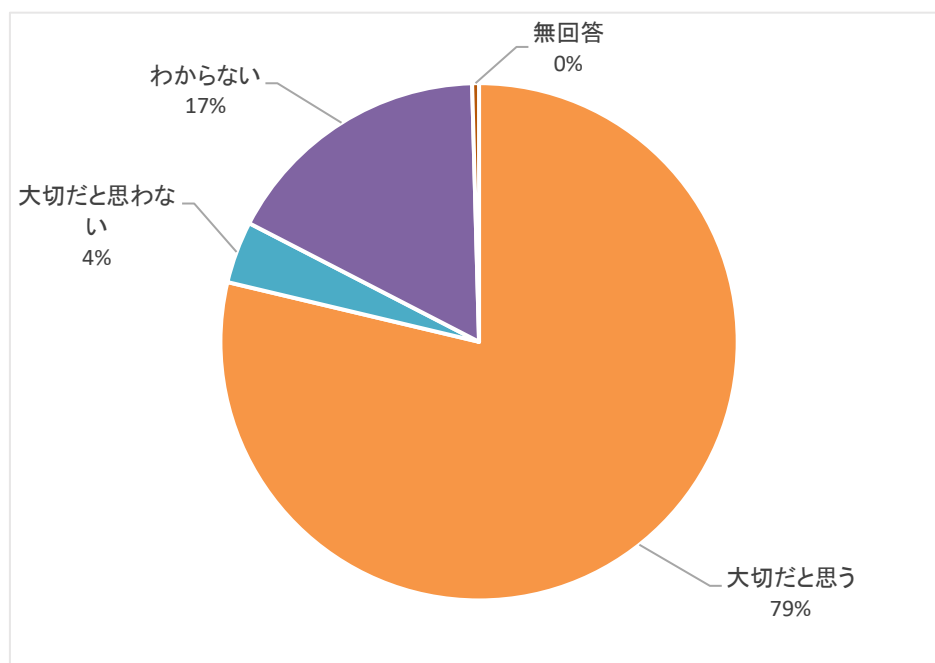
2. 調査対象及び抽出方法

- ① 調査対象：市内に居住する満15歳以上の男女1,300人
- ② 調査方法：設問法による無記名のアンケート調査（郵送配布・郵送回収・調査票に記載のURLやQRコードからのWEB回答併用）
- ③ 調査期間：令和2年10月5日～令和2年11月6日
- ④ 抽出方法：無作為に抽出
- ⑤ 調査主体：北上市まちづくり部生涯学習文化課

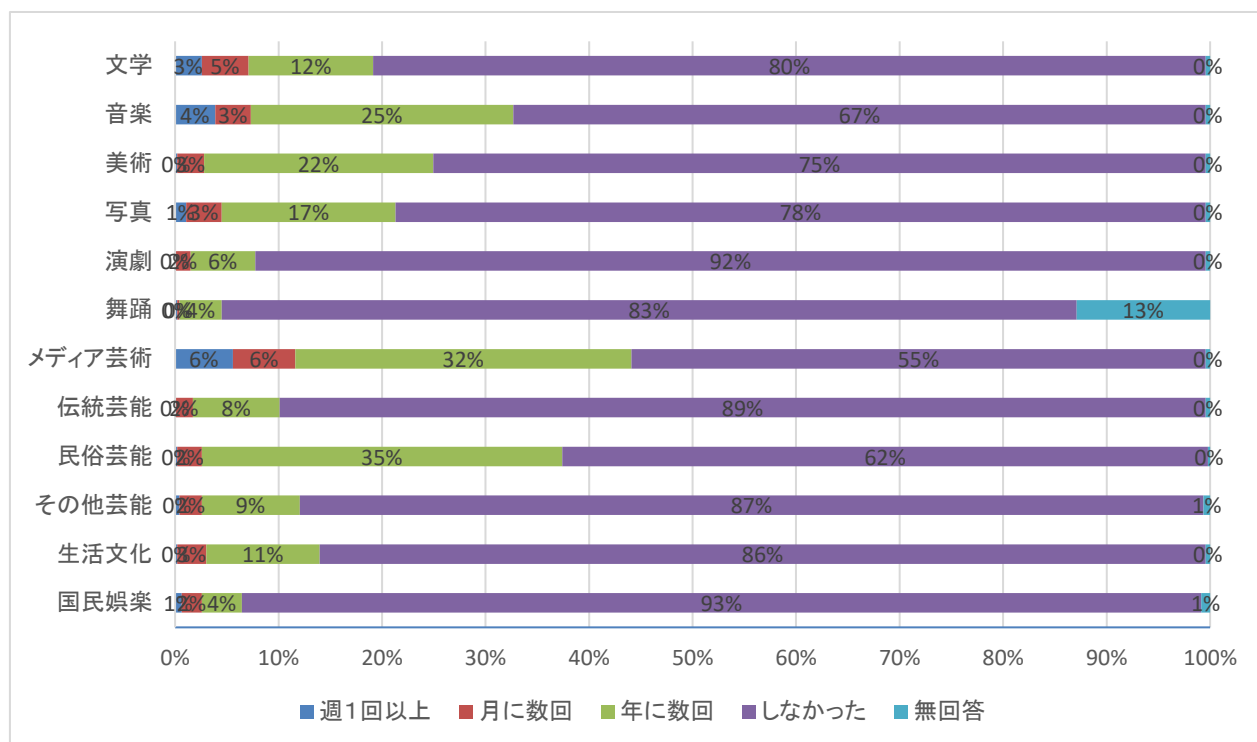
3. 調査票の回収状況

標本数 1,300 件、回収数 465 件、回収率 35.8%

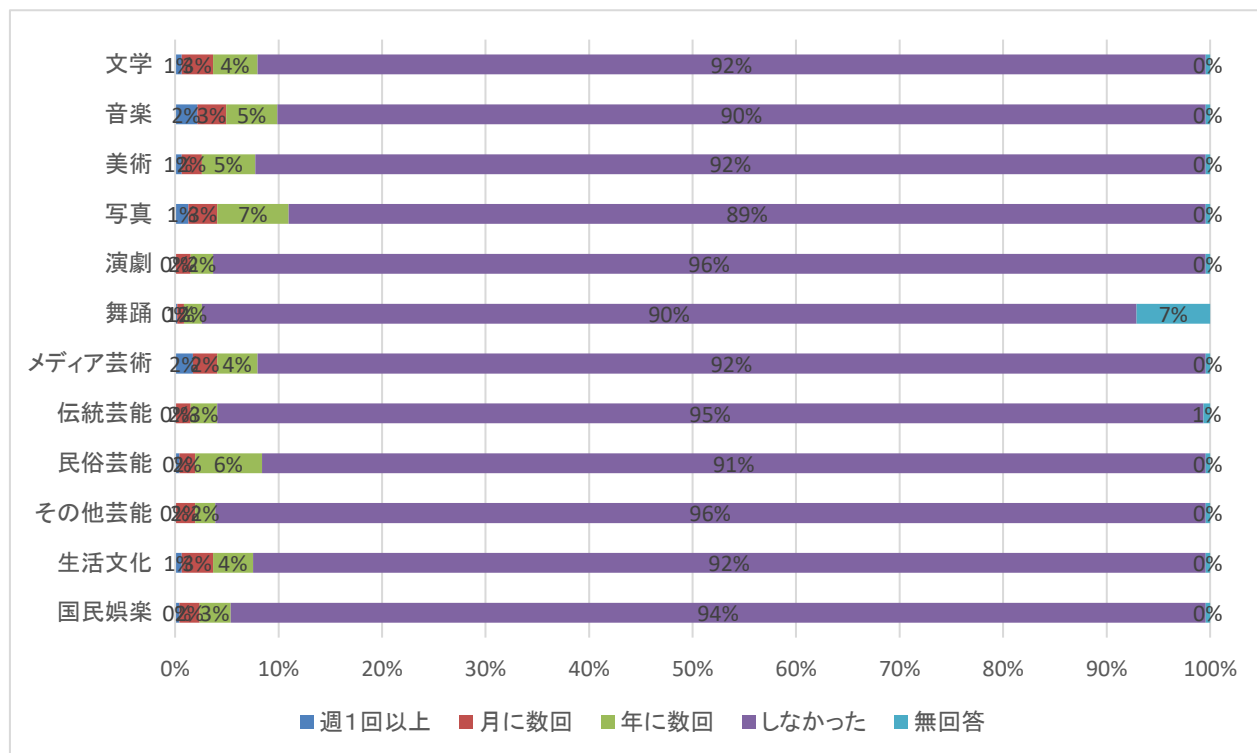
Q 日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、活動を行ったりすることは、大切なことだと思いますか



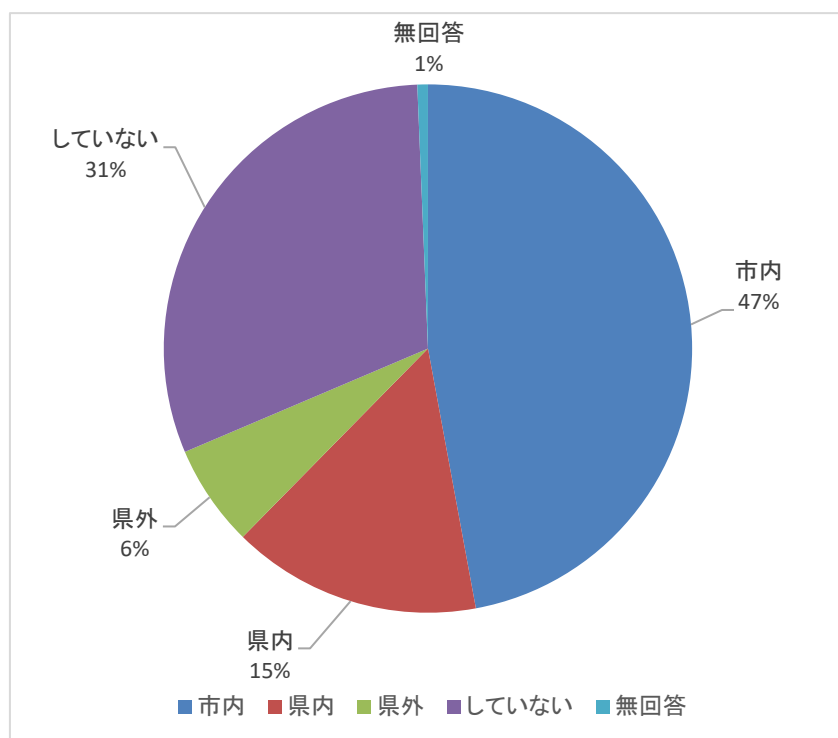
Q 昨年度（2019年度）に文化芸術を鑑賞した頻度はどのくらいですか（自宅での鑑賞は除く）



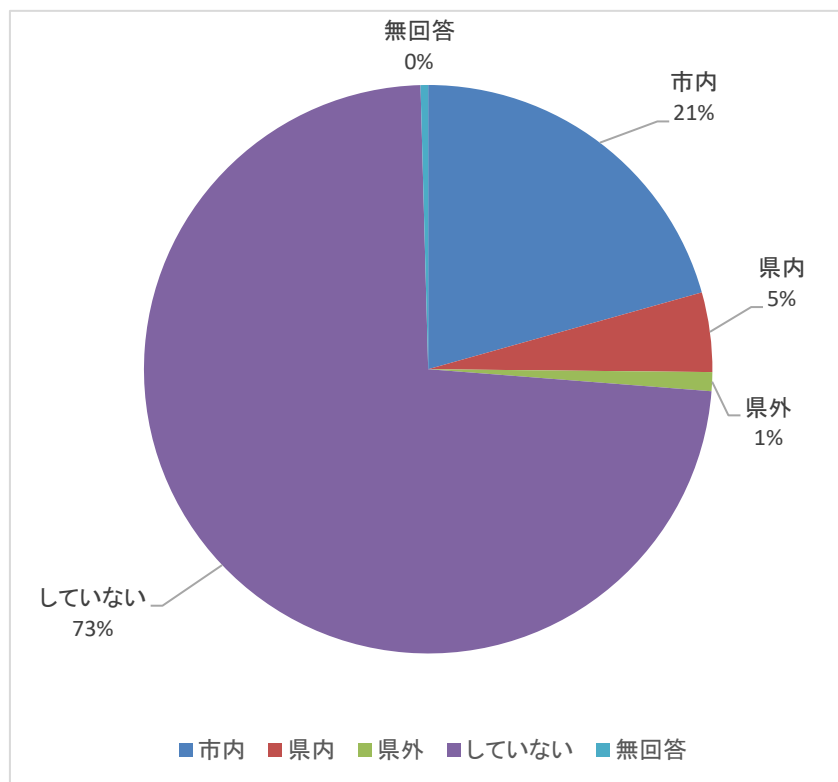
Q 昨年度（2019年度）に文化芸術活動を行った頻度はどのくらいですか



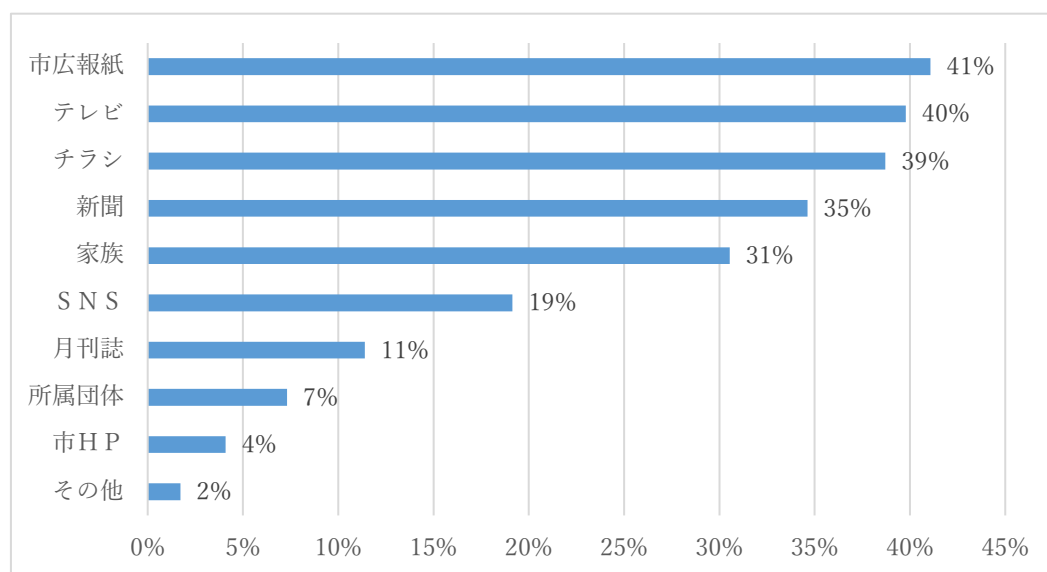
Q 文化芸術の鑑賞を行う主な場所はどこですか



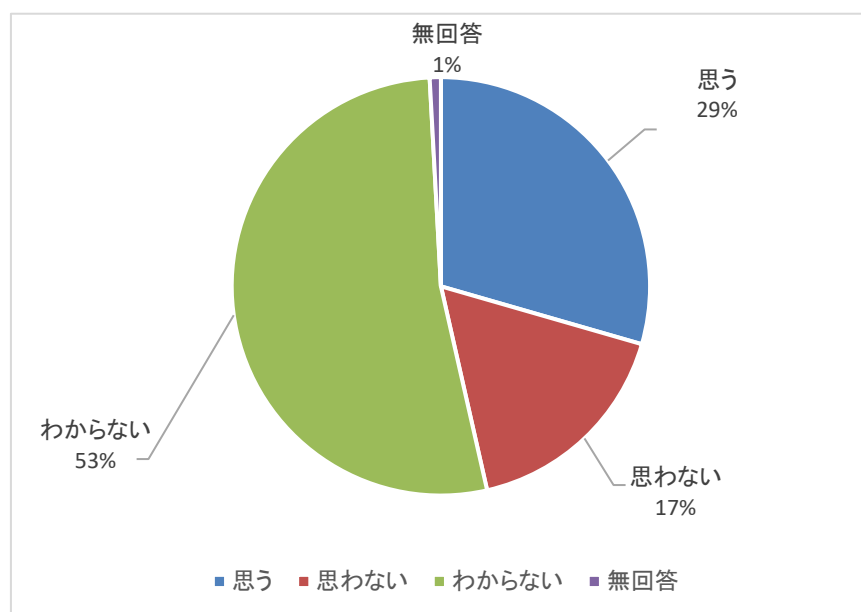
Q 文化芸術の活動を行う主な場所はどこですか



Q 文化芸術に関する情報を得る手段はなんですか



Q 北上市を文化芸術活動の鑑賞や活動機会の盛んなまちだと思いますか



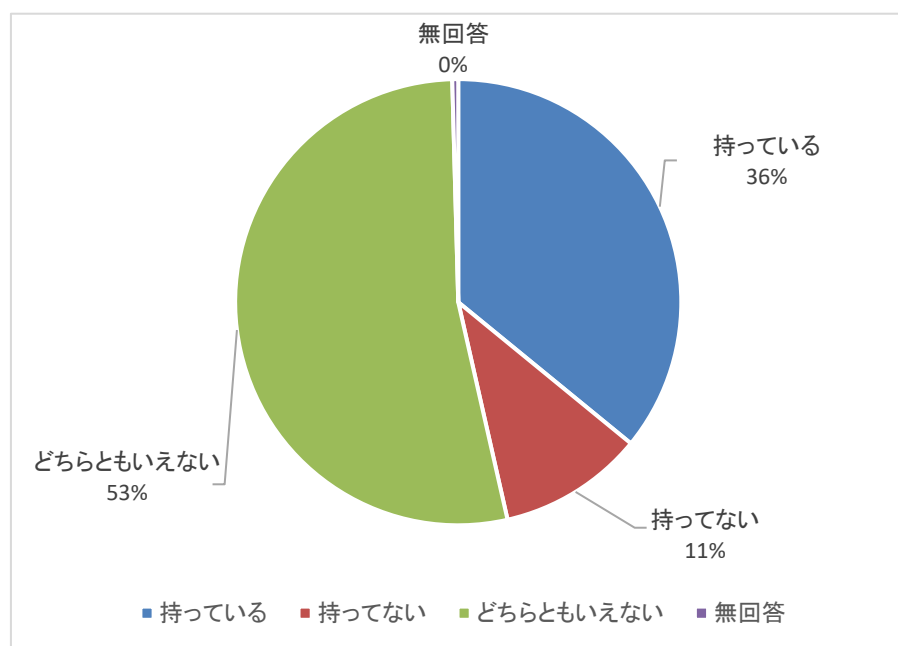
【盛んなまちだと思う理由】※一部抜粋

- ・さくらホールで様々な催しが開催されるから。(その他同様の意見多数)
- ・鬼剣舞を始め鹿踊り、神楽などの郷土芸能を披露する機会があり、また地域でも郷土芸能に力を入れ取り組んでいるから。
- ・発表の場が多いこと。学生たちの参加が多く、活躍しているから。

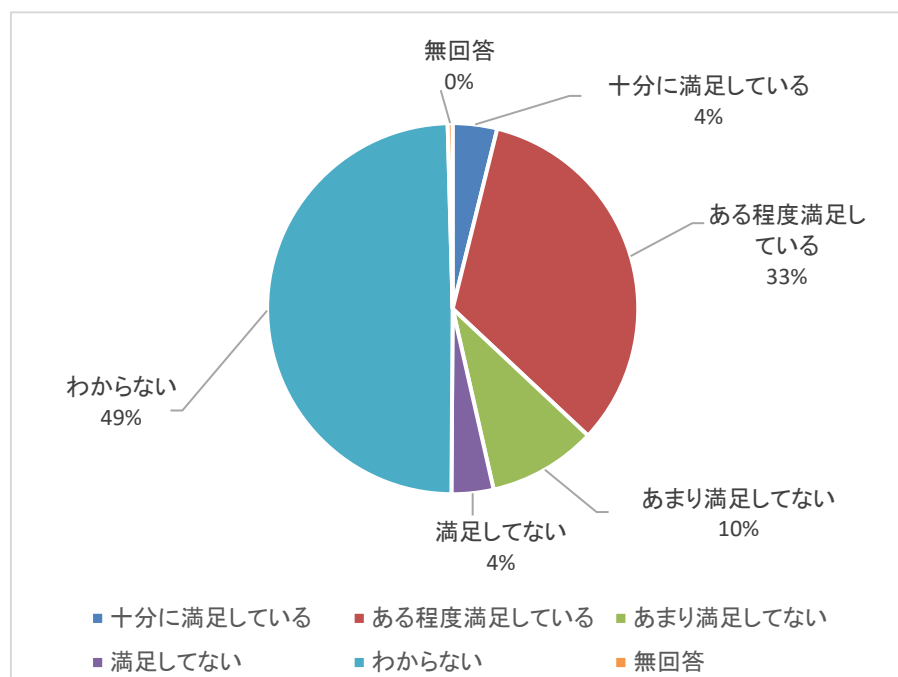
【盛んなまちだと思わない理由】※一部抜粋

- ・文化芸術の鑑賞や体験の機会が少ない。
- ・どのような活動をしているのかPRが少ない。
- ・情報の発信がないから。
- ・一部だけで、全体に浸透していないと感じる。
- ・どのような文化芸術活動を行っているか、わからないから。

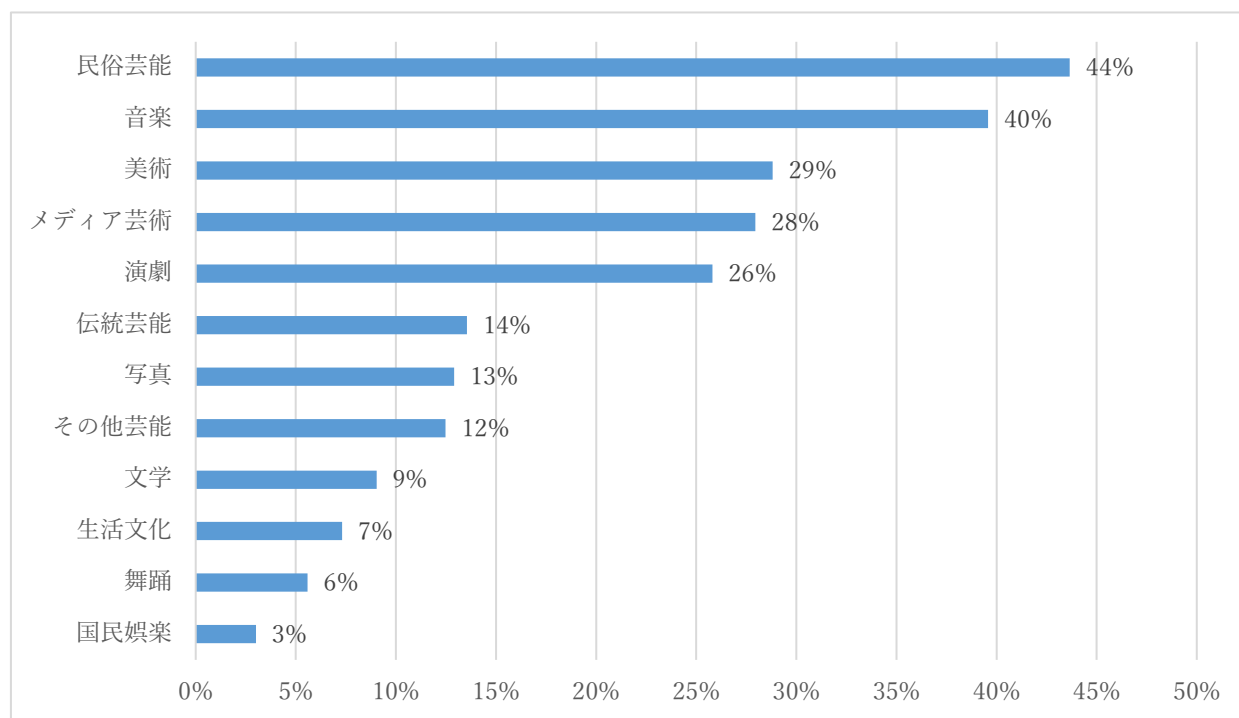
Q 北上市の文化資源（文化財、人材、施設）について誇りや愛着を持っていますか



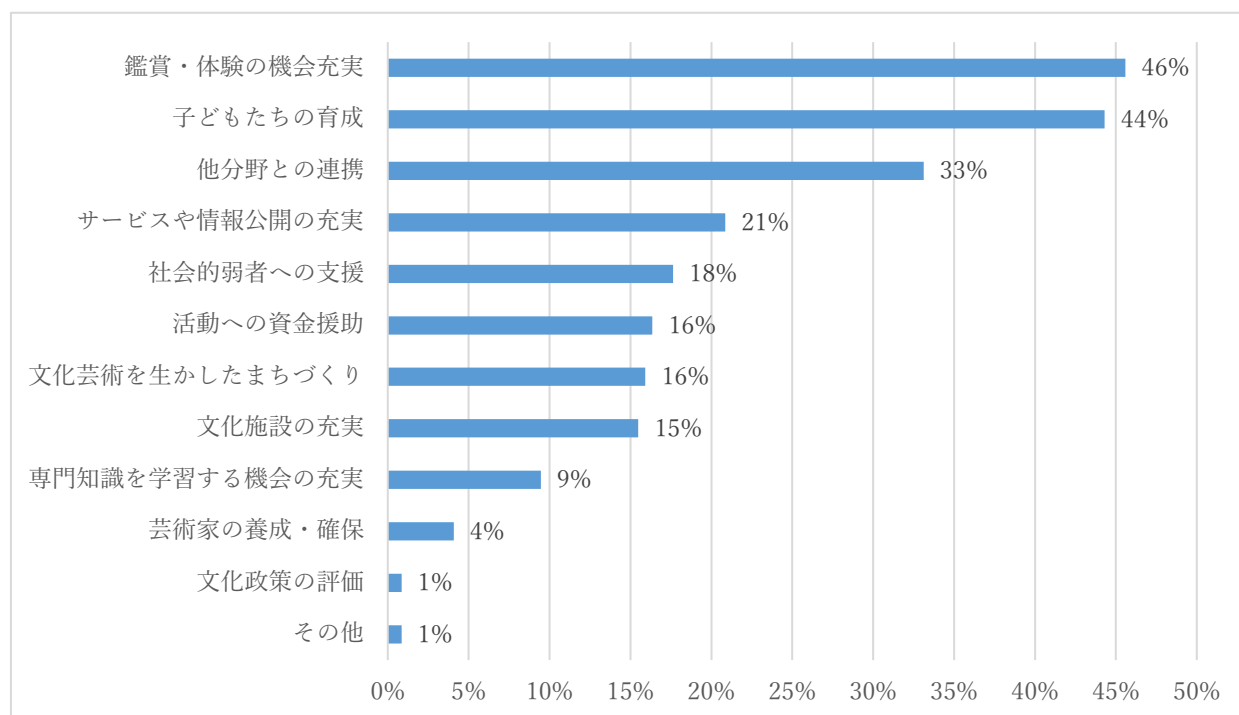
Q 北上市の文化政策（行政の取組）に満足していますか



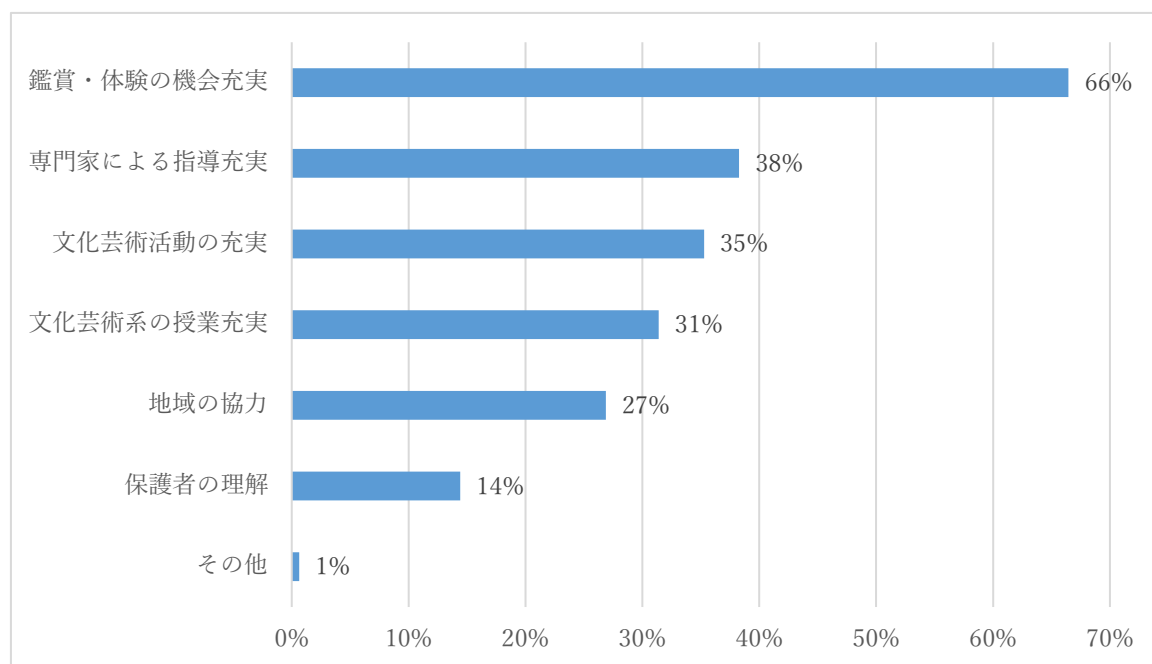
Q 北上市の文化政策（行政の取組）で力を入れてほしい分野はなんですか



Q 北上市の文化政策（行政の取組）で進めてほしいことはなんですか



Q 次代を担う子どもたちに対し、力を入れてほしい文化政策（行政の取組）はなんですか



参考資料 4 計画の基本方針等に対応する事業一覧（令和 7 年 4 月現在）

基本方針		基本施策		具体的施策	事務事業名	担当課
1	自主性及び創造性の尊重	1-1	文化芸術活動環境の整備	● 自主的・創造的な文化芸術活動拠点の提供	利根山光人記念美術館管理事業	生涯学習文化課
					自治公民館整備費補助金	生涯学習文化課
					生涯学習センター管理事業	生涯学習文化課
					日本現代詩歌文学館管理運営事業	生涯学習文化課
					文化交流センターさくらホール管理事業	生涯学習文化課
					文化交流センターさくらホール修繕・整備事業	生涯学習文化課
					日本現代詩歌文学館施設整備事業	生涯学習文化課
					文化交流センターさくらホール備品購入事業	生涯学習文化課
					中央図書館管理運営事業	中央図書館
					江釣子図書館管理運営事業	中央図書館
					和賀図書館管理運営事業	中央図書館
					博物館維持管理事業（本館）	博物館本館
					博物館分館運営事業	博物館和賀分館
					鬼の館維持管理事業	鬼の館
					芸術文化事業の共催・後援事務	生涯学習文化課
					北上市民芸術祭運営員会事務	生涯学習文化課
					北上市市民芸術祭開催費補助金	生涯学習文化課
					北上市芸術文化協会活動費補助金	生涯学習文化課
					利根山光人記念美術館企画事業	生涯学習文化課
					北上市所蔵美術品の管理公開事業	生涯学習文化課
					北上市所蔵美術展開催事業	生涯学習文化課
					北上市民劇場開催費補助金	生涯学習文化課
					日本現代詩歌文学館振興会運営費補助金	生涯学習文化課
					講座開設事業	生涯学習文化課
					生涯学習ハンドブック	生涯学習文化課
					まちづくり出前講座	生涯学習文化課
					地区交流センター生涯学習事業	生涯学習文化課
					自治公民館活動費補助金	生涯学習文化課
					図書館館内・館外奉仕	中央図書館
					地域づくり交付金	地域づくり課
		1-2	芸術家と専門人材を生かした活動の充実	● 芸術家と専門人材の活動環境づくり		
2	文化芸術による社会包摂の実現	2-1	ボーダーレスな交流と活動の充実	● ボーダーレスな交流と誰もが参加しやすい環境づくり	国際交流ルーム管理運営事業	地域づくり課
					インターナショナルスクール運営事業	地域づくり課
					障がい者理解促進研修・啓発事業	障がい福祉課
					ふれあいデイサービス事業	長寿介護課
					ともしび号管理雨寧事業	中央図書館
					青少年鑑賞事業補助金	生涯学習文化課
					北上地区高等学校合同作品展開催事業	生涯学習文化課

基本方針		基本施策		具体的施策	事務事業名	担当課
2	文化芸術による社会包摂の実現	2-1	ボーダーレスな交流と活動の充実	● ボーダーレスな交流と誰もが参加しやすい環境づくり	「おかあさんの詩」全国コンクール実行委員会事務・開催費補助金	生涯学習文化課
					講座・体験学習会実施事業	鬼の館
					読書推進事業	中央図書館
					ブックスタート事業	中央図書館
					全国大会等出場補助金	教育委員会総務課
					体育大会及び文化コンクール参加費補助金	学校教育課
					和賀地区中学校文化連盟負担金	学校教育課
					小中学校文化活動等共催支援事業	学校教育課
					北上市交通安全対策協議会補助金	地域づくり課
					選挙啓発事務	選管事務局
		2-2	障がい者の文化芸術活動の充実	★ サポート体制の充実	サークルボランティア団体紹介	障がい福祉課
				★ 障がい者への活動支援	障がい者福祉展開催事業	障がい福祉課
					移動支援事業費補助金	障がい福祉課
					地域活動支援センター事業費補助金	障がい福祉課
					北上市身体障害者福祉協会運営費補助金	障がい福祉課
				● 支える人材の充実		
3	誇りの持てる北上らしさの発信	3-1	地域文化の継承	● 地域文化の継承	芸術文化功労顕彰事業	生涯学習文化課
					伝統文化継承事業	鬼の館
					景観形成等事務	都市計画課
		3-2	民俗芸能活動の推進と担い手の育成	★ 民俗芸能活動の推進	北上市民俗芸能推進事業	生涯学習文化課
					みちのく芸能まつり開催事業	商業観光課
					みちのく芸能まつり事業費補助金	商業観光課
					北上市民俗芸能支援事業	文化財課
					民俗芸能保存団体事業補助金	文化財課
				● 誇りの醸成	民俗芸能振興交流事業	文化財課
		3-3	特色ある資源の保存と活用	● 特色ある資源への理解促進	市史編さん事業	総務課
					郷土資料調査員設置事業	中央図書館
					近世・近代文書調査員設置事業	中央図書館
					北上市みちのく民俗村管理事業	商業観光課
					文化財説明板等設置・管理事業	文化財課
				● 特色ある資源の保存活用	北上平和記念展示館運営費補助金	生涯学習文化課
					芸術文化振興事業	生涯学習文化課
					収蔵資料管理事業	文化財課
					収蔵資料等公開事業	文化財課
					史跡・文化財管理事業	文化財課
					文化財保護事業	文化財課
					文化財悉皆調査記録保存事業	文化財課
					八天遺跡保存活用・整備計画策定事業	文化財課
					調査研究・資料収集等事業	博物館
					教育普及事業	博物館
					埋蔵文化財センター管理事業	文化財課
					常設展・企画展等	鬼の館

基本方針		基本施策	具体的施策	事務事業名	担当課
4	しくみづくり	4-1	専門人材の確保と育成	● 専門人材の確保と育成	
		4-2	多様な分野との連携	★ ネットワークの構築	
				● 施設間連携	
		4-3	ネットワークを活用した情報や知識の共有	● ICT の活用	
				● アーツカウンシルの創設	

参考資料5 計画策定に係る経過等

(1) 策定経過

開催・実施年月日	経過
令和2年10月5日 ～11月6日	北上市の文化芸術に関するアンケート実施
令和3年4月28日	第1回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年5月27日	第2回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年6月25日	文化施策ワーキング（文化施設等の職員）15人
令和3年6月30日	第3回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年7月6日	文化施策ワーキング（地域づくり組織、まちづくり市民活動団体、国際交流）13人
令和3年7月11日	文化施策ワーキング（文化芸術活動団体、アーティスト）15人
令和3年7月27日	第4回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和3年11月14日	文化施策ワーキング（学生、障がい福祉施設職員、民俗芸能団体）21人
令和3年11月28日	文化施策ワーキング（文化施設等の職員、まちづくり市民活動団体、文化芸術活動団体、アーティスト、学生、障がい福祉施設職員、民俗芸能団体）16人
令和3年12月15日	第5回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和4年1月13日	第6回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和4年1月18日	第1回北上市文化芸術振興検討会議幹事会
令和4年2月10日	第2回北上市文化芸術振興検討会議幹事会
令和4年2月15日	第1回北上市文化芸術振興検討会議
令和4年4月26日	第7回北上市文化芸術振興ネットワーク会議
令和4年5月9日	第2回北上市文化芸術振興検討会議
令和4年5月27日 ～6月13日	パブリックコメント
令和4年6月22日	北上市教育委員定例会
令和4年6月27日	庁議決定

(2) 北上市文化芸術振興ネットワーク会議委員

区分		氏名	役職
知識経験者 第1号委員	会 長	新 田 満	(一財)北上市文化創造理事長
知識経験者 第1号委員	委 員 (職務代理)	山 下 正 彦	北上市芸術文化協会会長
知識経験者 第1号委員	委 員	小 原 善 則	北上市社会福祉協議会会長
知識経験者 第1号委員	委 員	熊 谷 春 夫	(一財)日本現代詩歌文学館運営協会 事務局長
知識経験者 第1号委員	委 員	昆 野 将 俊	いわて文化芸術コーディネーター
知識経験者 第1号委員	委 員	菅 原 晃	北上市民俗芸能協会理事長
市民公募 第2号委員	委 員	千 葉 真 弓	市民公募委員

(3) 北上市文化芸術振興ネットワーク会議要綱

(設置)

第1 (仮称)北上市文化芸術基本条例の制定及び(仮称)北上市文化芸術振興基本計画の策定に関し意見を求めるため、北上市文化芸術振興ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) (仮称)北上市文化芸術基本条例の制定に関すること。
- (2) (仮称)北上市文化芸術振興基本計画の策定に関すること。

(組織)

第3 ネットワーク会議は、委員7人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 公募による市民

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から(仮称)北上市文化芸術振興基本計画の策定が完了した日までとする。

(会長)

第5 ネットワーク会議に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 ネットワーク会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をネットワーク会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 ネットワーク会議の庶務は、まちづくり部生涯学習文化課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

参考資料 6 計画の中間見直しに係る経過等

(1) 見直し経過

開催・実施年月日	経過
令和7年7月7日	第1回北上市文化芸術推進会議
令和8年1月6日	北上市文化芸術推進基本計画検討委員会
令和8年1月19日	第2回北上市文化芸術推進会議
令和8年3月9日 ～3月23日	パブリックコメント
令和8年4月20日	庁議決定

(2) 北上市文化芸術推進基本計画検討委員会委員

氏名	役職
皆 川 礼一郎	まちづくり部長
高 橋 敦 史	生涯学習文化課長
島 津 英 樹	政策企画課長
佐々木 範 久	総務課長
田 村 貴 洋	財政課長
菊 池 恵理子	地域づくり課長
高 橋 勇 人	障がい福祉課長
久保田 達 夫	子育て支援課長
高 橋 顕 祐	商業観光課長
中 村 隆 一	学校教育課長
佐 藤 康 浩	文化財課長

(3) 北上市文化芸術推進基本計画検討委員会設置要領

(設置)

第1 北上市文化芸術推進基本計画の中間見直しをするにあたり、素案を検討するため、北上市文化芸術推進基本計画検討委員会を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、北上市文化芸術推進基本計画の見直し素案の検討に関することとする。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はまちづくり部長を、副委員長は生涯学習文化課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画部政策企画課長
- (2) 企画部総務課長
- (3) 財務部財政課長
- (4) まちづくり部地域づくり課長
- (5) 福祉部障がい福祉課長
- (6) 健康こども部子育て支援課長
- (7) 商工部商業観光課長
- (8) 教育委員会教育部学校教育課長
- (9) 教育委員会教育部文化財課長

(委員会)

第4 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、まちづくり部生涯学習文化課において処理する。

参考資料 7 北上市文化芸術推進会議委員

区分		氏名	役職
学識経験者 第1号委員	会 長	中 川 幾 郎	帝塚山大学名誉教授
学識経験者 第1号委員	委 員 (職務代理)	役 重 眞喜子	岩手県立大学准教授
知識経験者 第2号委員	委 員	阿 部 武 司	(有)東北文化財映像研究所代表
知識経験者 第2号委員	委 員	昆 野 世 宙	N P O 法人芸術工房理事
知識経験者 第2号委員	委 員	八重樫 信 治	(一社)北上観光コンベンション協 会専務理事兼事務局長
知識経験者 第2号委員	委 員	阿 部 大 司	北上商工会議所
知識経験者 第2号委員	委 員	谷 垣 詩 子	(一財)北上市文化創造総務課長
市民公募 第3号委員	委 員	千 葉 真 弓	市民公募委員
市民公募 第3号委員	委 員	高 橋 京 佳	市民公募委員